

大分県建築士法施行細則

(平成20年11月28日・大分県規則第79号)

第一章 総則

(趣旨)

第1条 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)の施行については、建築士法施行令(昭和25年政令第201号)、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第二章 免許等

(免許の申請)

第2条 法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士(以下「二級建築士等」という。)の免許を受けようとする者は、免許申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第26条第1項の規定により同項第1号及び第2号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を法第15条の6第1項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号に掲げる書類を添えることを要しない。

- 一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
 - 二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験(以下「二級建築士試験等」という。)に合格したことを証する書類
 - 三 次のイからハまでのいずれかに掲げる書類
 - イ 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書
 - ロ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類
 - ハ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
 - 四 実務の経験を記載した書類(以下この号において「登録に係る実務経歴書」という。(第一号の二様式)及び使用者その他これに準ずる者が登録に係る実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類(第一号の三様式)
- 2 法第4条第5項の規定により二級建築士等の免許を受けようとする者は、前項の免許申請書に、前項第1号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合にお

いては、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

- 3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に、脱帽して正面から撮影した写真(縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル)を貼付しなければならない。

(免許)

第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士等となる資格を有すると認めるときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿(以下「名簿」という。)に登録して、申請者に二級建築士免許証(第二号様式)又は木造建築士免許証(第三号様式)を交付する。

- 2 知事は、前項の場合において、申請者が二級建築士等となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、免許申請書を申請者に返却する。

(登録事項)

第4条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名
- 三 二級建築士試験等の合格の年月日及び合格通知書番号(外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日)
- 四 法第10条第1項の規定による戒告、業務停止又は免許の取消しの処分を受けた者にあつては、その旨及びこれらの処分を受けた年月日
- 五 法第22条の2に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

(登録事項の変更)

第5条 二級建築士等は、前条第二号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、登録事項変更届(第四号様式)にその旨を記載し、知事に届け出なければならない。

- 2 二級建築士等は、前項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証又は免許証明書を添えて、免許証の書換交付を申請しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定による届出があつた場合においては、名簿を訂正し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(免許証の再交付)

第6条 二級建築士等は、免許証又は免許証明書を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、免許証再交付申請書(第五号様式)にその理由を記載し、汚損した場合にあつてはその免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に免許証を再交付す

る。

- 3 二級建築士等は、第1項の規定により免許証の再交付を申請した後、失った免許証又は免許証明書を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを知事に返納しなければならない。

(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)

第7条 二級建築士等は、法第8条の2(第二号に該当する場合に限る。)の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 二級建築士等又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第8条の2(第三号に係る部分に限る。)の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 3 二級建築士等は、法第9条第1項第一号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書(第六号様式)に、免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 4 二級建築士等が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法(昭和22年法律第224号)による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に、失踪宣告届(第七号様式)に免許証又は免許証明書を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 5 二級建築士等が法第9条第1項(第一号及び第二号を除き、第三号にあっては法第8条の2第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。)若しくは第2項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士等(法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士等又はその法定代理人若しくは同居の親族)は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第4項の届出があった場合においては、登録を抹消し、その名簿に、抹消の理由及び年月日を記載する。

- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

(住所等の届出)

第9条 二級建築士等が法第5条の2第1項の規定により届け出る場合は、住所等届出書(第八号様式)によらなければならない。

(免許証等の領置)

第10条 知事は、法第10条第1項の規定により二級建築士等に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士等に対して、免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

(名簿の閲覧)

第11条 知事は、法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供するため、名簿閲覧所を設けなければならない。

2 知事は、前項の規定により名簿閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を告示しなければならない。

(指定の申請)

第12条 法第10条の20第2項の指定を受けようとする者(次項第八号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録

事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第一号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

八 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

九 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第13条 法第10条の20第1項に規定する指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)は、同条第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第14条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第四号イ又は口のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

(登録事務規程の認可の申請等)

第15条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第16条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(登録状況の報告)

第17条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における二級建築士等の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の

件数

二 当該四半期の末日における二級建築士等の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添えなければならない。

(不正登録者の報告)

第18条 指定登録機関は、二級建築士等が偽りその他不正の手段により登録を受けたと
思料するときは、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しな
ければならない。

一 当該二級建築士等に係る登録事項

二 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第19条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15
第1項の規定による許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申
請書を知事に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その
期間

三 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第20条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号
に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各
号に定める事項を記載した書類を交付するものとする。

一 法第5条の2、法第8条の2又は第7条第4項の規定による届出 当該届出に係る
事項

二 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第40条第4項又は同省令第4
3条第4項の規定による報告書の提出 同省令第40条第2項第二号イ又は同省令第
43条第2項第二号イの修了者一覧表に記載された事項

三 第35条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項に規定する添付書類に記載
された事項

2 前項の規定による書類の交付については、当該書類が電磁的記録（電子的方式、磁気
的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ
て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されて
いる場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通
信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気回線を通じて
情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該
情報が記録されるもの

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

（免許の取消し等の処分の通知）

第21条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士等の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士等に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次の各号に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- 三 処分の内容及び処分を行った年月日

（規定の適用）

第22条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第2条第1項及び第2項、第3条、第5条、第6条、第7条第5項、第8条並びに第11条の規定の適用については、これらの規定（第2条第1項及び第2項を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項及び第2項中「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関」と、第3条第1項中「二級建築士免許証（第二号様式）又は木造建築士免許証（第三号様式）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第5条第2項中「免許証の書換交付」とあるのは「免許証明書の書換交付」と、同条第3項、第6条の見出し及び同条第2項並びに第7条第5項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第6条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第8条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第4項の届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第20条第1項の規定により前条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第11条第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示」とあるのは「公示」とする。

第三章 試験

（二級建築士試験等の方法）

第23条 二級建築士試験等は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

- 2 設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。
- 3 前項に規定する学科の試験は、建築計画、建築施工、建築構造及び建築法規に関する必要な知識について行う。

第24条 学科の試験（他の都道府県知事が行った二級建築士試験等の学科の試験を含む。以下この条において同じ。）に合格した者については、学科の試験に合格した二級建築士試験等（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の

4回の二級建築士試験等のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）の二級建築士試験等に限り、学科の試験を免除する。

（試験期日等の公告）

第25条 二級建築士試験等を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項は、知事があらかじめ公告する。

（受験申込手続）

第26条 二級建築士試験等（指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 次のイからハまでのいずれかに掲げる書類

イ 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

ロ 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ハ イ及びロに掲げる者以外の者にあつては、法第15条第2号の規定により同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

二 実務の経験を記載した書類（以下この号において「受験に係る実務経歴書」という。）及び使用者その他これに準ずる者が受験に係る実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類（実務の経験を有することが二級建築士試験等の受験資格の要件である者に限る。）

三 申込前6月以内に、脱帽して正面から撮影した写真（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）

2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う場合にあつては、二級建築士試験等を受けようとする者は、受験申込書に前項各号に掲げる書類を添えて、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関に提出しなければならない。

3 前項の規定による受験申込書及び添付書類の提出については、電子情報処理組織（指定試験機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と受験申込みをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

4 前項の規定により行われた受験申込みについては、第2項に規定する書面等により行われたものとみなす。

（合格者の発表等）

第27条 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験等に合格した者の受験番号を公表し、本人に対して合格通知書を交付する。

2 知事又は指定試験機関は、学科の試験に合格した者に対してその旨を通知する。

(受験者の不正行為に対する措置に関する報告書)

第28条 指定試験機関は、法第13条の2第2項の規定により同条第1項に規定する知事の職権を行ったときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- 二 不正行為に係る試験の年月日及び試験地
- 三 不正行為の事実
- 四 処分内容及び年月日
- 五 その他参考事項

(指定の申請)

第29条 法第15条の6第2項の指定を受けようとする者(次項第11号において「指定申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 二級建築士等試験事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の名及び略歴を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
- 八 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 九 二級建築士等試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 十 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類
- 十一 指定申請者が法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面
- 十二 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第30条 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第31条 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第四号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出)

第32条 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第3項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 試験委員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあっては、その者の略歴

(試験事務規程の認可の申請等)

第33条 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る同項に規定する試験事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第34条 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第35条 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験申込者数
- 四 受験者数
- 五 合格者数
- 六 合格年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、第26条第2項の受験申込書並びに同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添えなければならない。

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第36条 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

第四章 建築士事務所

(建築士事務所登録事項変更の届出)

第37条 法第23条の3第1項の規定により建築士事務所について登録を受けた者(以下「建築士事務所の開設者」という。)が法第23条の5第1項の規定により届け出る場合は、建築士事務所登録事項変更届(第九号様式)によらなければならない。

(建築士事務所廃業等の届出)

第38条 建築士事務所の開設者が法第23条の7の規定により届け出る場合は、建築士事務所廃業等届(第十号様式)によらなければならない。

(登録簿等の閲覧)

第39条 知事は、法第23条の9の規定により法第23条の3第1項に規定する登録簿等を一般の閲覧に供するため、登録簿等閲覧所を設けなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録簿等閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を告示しなければならない。

(規定の適用)

第40条 法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第1項中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」と、同条第2項中「告示」とあるのは「公示」とする。

第五章 雑則

(公示)

第41条 法第10条の20第3項及び法第15条の3第6項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、大分県報に登載して行う。

(報告の方法)

第42条 報告書等(第17条第1項及び第35条第1項の報告書並びに第27条第2項及び第35条第2項の規定により添える書類をいう。以下この条において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次の各号に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- 一 指定登録機関又は指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録媒体に情報を記録したものを知事に交付する方法

附 則(平成20年大分県規則第79号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成20年11月30日までの間における第12条第2項第一号及び第29条第2項第一号の規定の適用については、これらの規定中「定款」とあ

るのは「定款又は寄附行為」とする。

附 則（令和2年大分県規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に行われた二級建築士試験等に合格した者に対する改正後の第2条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の前に行われた直近2回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建築士試験等の学科の試験に合格した者に対する改正後の第24条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年大分県規則第59号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年大分県規則第51号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年大分県規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年大分県規則第〇〇号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。